

## 大学院での修学等を希望する方の採用候補者名簿有効期間の延長について

松阪市では、本年度実施する職員採用選考試験の結果、採用候補者名簿に登載された方が、松阪市に入職する前に一層の能力や資質等の向上を目的として大学院で修学や留学等の自己啓発を希望する場合において、当該修学や留学などを継続することができるよう、採用候補者名簿有効期間を最長3年に延長することとしました。

### 1. 名簿有効期間の延長を可能とする職種

- (1) 事務職（一般）
- (2) 技術職（土木）
- (3) 技術職（電気）
- (4) 技術職（建築）

### 2. 制度適用の要件等

- (1) 募集要項に示す学歴・資格等の要件を応募時にすでに満たしている又は令和9年3月31日までに満たす見込みであること。令和9年3月31日までに受験する職種における学歴・資格等の要件を満たすことができなくなった場合は、名簿登載を取り消します。
- (2) 名簿登載期間は、応募者が希望する採用期日に応じ、最長3年間とします。  
(名簿登載有効期限：合格通知発出日から起算して3年間)  
※採用した日をもって、採用候補者名簿から登録を除外します。
- (3) 職員採用試験申込システムの本登録時に、希望する採用期日を申し出てください。
- (4) 希望できる採用期日は、各年4月1日とします。年度途中の採用は行いません。  
※選択が可能な採用期日は、令和9年4月1日、令和10年4月1日又は令和11年4月1日のいずれかとなります。申し出た採用希望期日の再度の延長は認められません。
- (5) 名簿登載期間の延長を希望する場合、希望する採用期日までに大学院での修学、留学等は必ず修了してください。なお、大学院での修学等を希望しなくなった場合は、速やかに連絡してください。
- (6) 申し出る採用希望期日が採用試験の選考に影響を及ぼすことはなく、このことにより選考において有利又は不利が生じることは一切ありません。

### 3. 手続き等

#### (1) 意向の表明

該当する受験者は、エントリーシートを入力する際に、指定する入力欄へ自身が希望する採用期日を記入すること。

#### (2) 選考試験結果の通知

実施する選考試験の最終結果については、8月上旬に通知予定です。合格者に対しては、採用予定年月日を付したうえで松阪市の採用候補者名簿に登載した旨を通知します。